

日本農林規格の見直しについて

「地鶏肉」

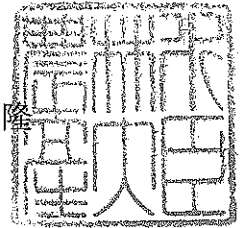
21消安第7918号

平成21年10月30日

農林物資規格調査会

会長代理 香西みどり 殿

農林水産大臣 赤松 広隆



地鶏肉の日本農林規格の改正について（諮問）

地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

地鶏肉の日本農林規格の見直しについて（案）

平成 22 年 3 月 29 日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条の規定及び「JAS 規格の制定・見直しの基準」（平成 21 年 8 月農林物資規格調査会決定）に基づき、地鶏肉の日本農林規格（平成 11 年 6 月 21 日農林水産省告示第 844 号）について、特色規格の性格を有するものとして、消費者ニーズに対応した製品を提供する観点から所要の見直しを行う。

2 内容

地鶏肉の日本農林規格について、消費期限又は賞味期限の表示の方法に 6 桁表示の例を追加する改正を行う。

地鶏肉について

1 規格の位置づけ

地鶏肉の日本農林規格は、素びなの品種、飼育期間、飼育方法、飼育密度等を規定しており、「特色規格」として位置づけられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

認定生産行程管理者数：20

認定小分け業者数：1

鶏肉の生産量及び地鶏肉の格付数量の推移

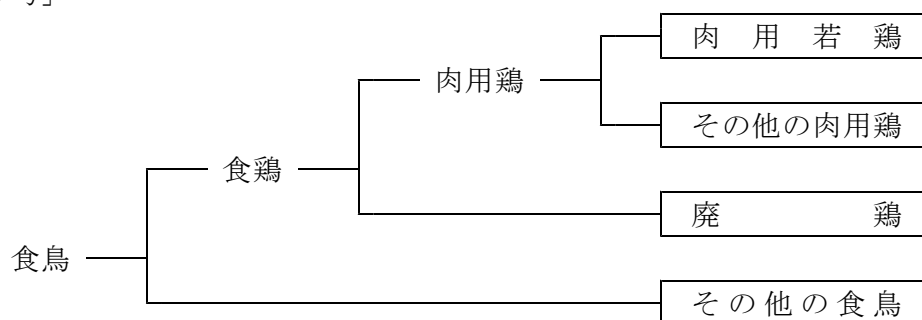
(単位：トン)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
肉用若鶏 ^{※1} 製品生産量	992,462	1,005,327	1,053,891	1,053,487	1,094,205
その他の肉用鶏 ^{※2} 製品生産量	14,806	15,024	15,894	15,705	17,187
地鶏肉格付数量	7,941	7,764	8,813	9,440	9,469

※1 ふ化後3ヶ月未満の鶏

※2 ふ化後3ヶ月以上の鶏

[参考]



他法令等での引用：特になし

3 将来の見通し

生産数量、格付数量とも大きな変動はないと思われる。

4 国際的な規格の動向

地鶏肉の国際規格はない。

地鶏肉の日本農林規格の改正概要

規格の改正（表示関係）

- ・ 表示の方法のうち、消費期限又は賞味期限の表示例を追加する。

第4条

事 項	改 正 案	現 行
表示の方法	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア <u>平成22年3月29日</u></p> <p>イ <u>22. 3. 29</u></p> <p>ウ <u>2010. 3. 29</u></p>	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 消費期限又は賞味期限 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア <u>平成11年7月1日</u></p> <p>イ <u>11. 7. 1</u></p> <p>ウ <u>1999. 7. 1</u></p>

工 <u>10.3.29</u>	工 <u>99.7.1</u>
才 <u>220329</u>	
力 <u>100329</u>	
(7)~(9) (略)	(7)~(9) (略)
2~4 (略)	2~4 (略)

地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																				
<p>地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略)</p> <p>(地鶏肉の規格) 第3条 (略)</p>	<p>地鶏肉の日本農林規格 (適用の範囲) 第1条 この規格は、鶏肉等（ささみ（すじなしを含む。）、こにく、かわ、あぶら、きも（血ぬきを含む）、すなぎも（すじなしを含む。）、もつ（きも及びすなぎも以外の可食内臓をいう。）及びがら（以下「ささみ等」という。）を含む。）に適用する。 (定義) 第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 560 2119 991"> <thead> <tr> <th>用 語</th> <th>定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在 来 種</td> <td>明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。</td> </tr> <tr> <td>平 飼 い</td> <td>鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td>放 飼 い</td> <td>平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。</td> </tr> <tr> <td>在来種由来血液百分率</td> <td>在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(地鶏肉の規格) 第3条 地鶏肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 1090 2119 1465"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素 び な</td> <td>在来種由来血液百分率が50%以上のものであつて、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 期 間</td> <td>ふ化日から80日間以上飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 方 法</td> <td>28日齢以降平飼いで飼育していること。</td> </tr> <tr> <td>飼 育 密 度</td> <td>28日齢以降1㎡当たり10羽以下で飼育していること。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。	平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。	放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。	在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。	事 項	基 準	素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであつて、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。	飼 育 期 間	ふ化日から80日間以上飼育していること。	飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。	飼 育 密 度	28日齢以降1㎡当たり10羽以下で飼育していること。
用 語	定 義																				
在 来 種	明治時代までに国内で成立し、又は導入され定着した別表に掲げる鶏の品種をいう。																				
平 飼 い	鶏舎内又は屋外において、鶏が床面又は地面を自由に運動できるようにして飼育する飼育方法をいう。																				
放 飼 い	平飼いのうち、日中屋外において飼育する飼育方法をいう。																				
在来種由来血液百分率	在来種を100%、在来種でない品種を0%とし、交配した品種にあつては両親のそれぞれの在来種由来血液百分率の1/2の値を合計した値をいう。																				
事 項	基 準																				
素 び な	在来種由来血液百分率が50%以上のものであつて、出生の証明（在来種からの系譜、在来種由来血液百分率及びふ化日の証明をいう。）ができるものを使用していること。																				
飼 育 期 間	ふ化日から80日間以上飼育していること。																				
飼 育 方 法	28日齢以降平飼いで飼育していること。																				
飼 育 密 度	28日齢以降1㎡当たり10羽以下で飼育していること。																				

第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表 示 事 項	(略)
表 示 の 方 法	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

第4条 地鶏肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表 示 事 項	<p>1 次に掲げる事項を表示してあること。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 組合せ</p> <p>(3) 飼育期間</p> <p>(4) 飼育方法</p> <p>(5) 内容量</p> <p>(6) 消費期限</p> <p>(7) 保存方法</p> <p>(8) 生産業者（小分けをしたものにあつては、小分け業者）の氏名又は名称及び住所</p> <p>2 容器に入れ、又は包装したものの以外のものにあつては、1の(5)から(7)までに掲げる事項を省略することができる。</p> <p>3 品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきもの以外のものにあつては、1の(6)に掲げる事項に代えて、賞味期限を表示してあること。</p>
表 示 の 方 法	<p>1 表示事項の項に規定する事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称</p> <p>商品名中に「地鶏」の文字を使用している場合を除き、「名称」の文字を冠して、「地鶏肉」又は「地鶏」と記載すること。ただし、ささみ等にあつては、商品名中に「地鶏ささみ」等「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位を記載している場合を除き、「地鶏」の文字の次に鶏肉の部位名を加え、「名称」の文字を冠して、「地鶏ささみ」等と記載すること。</p> <p>(2) 組合せ</p> <p>「組合せ」の文字を冠して、在来種由来血液百分率が50%以上である父鶏又は母鶏の由来する在来種の一般的な名称を「父〇〇×母〇〇」、「父〇〇」又は「母〇〇」等と記載すること。なお、この場合において父鶏又は母鶏の由来する在来種が2品種以上である場合にあつては、それぞれの在来種に由来する血液百分率の高いものから順に1品種以上の名称を記載すること。</p> <p>(3) 飼育期間</p> <p>「飼育期間」の文字を冠して、飼育した期間を、次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>ア 〇〇日</p>

(4) (略)

(5) (略)

(6) 消費期限又は賞味期限

品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア 平成22年3月29日

イ 22. 3. 29

ウ 2010. 3. 29

エ 10. 3. 29

オ 220329

カ 100329

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 (略)

イ ○○日以上

ウ ○○日～○○日（上限の日数と下限の日数との差は20日以内であること。）

(4) 飼育方法

「飼育方法」の文字を冠して、「平飼」又は「平飼い」と記載すること。ただし、28日齢以降放飼いたしたものにあつては、「放飼」又は「放飼い」と記載することができる。この場合においては、当該文字の次に括弧を付して、28日齢以降全飼育期間放飼いたしたものにあつては「全期間」等と、28日齢以降一部の飼育期間を放飼いたしたものにあつては放飼いたした期間を週の単位で「○週間」等と単位を明記して記載すること。

(5) 内容量

「内容量」又は「正味量」の文字を冠して、内容重量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 消費期限又は賞味期限

品質が急速に変化しやすく速やかに消費すべきものにあつては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。）を、それ以外のものにあつては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。）を、「消費期限」又は「賞味期限」の文字を冠して、次の例のいずれかにより記載すること。

ア 平成11年7月1日

イ 11. 7. 1

ウ 1999. 7. 1

エ 99. 7. 1

(7) 保存方法

「保存方法」又は「保存温度」の文字を冠して、「4℃以下で保存すること」、「4℃以下」等と記載すること。

(8) 生産業者の氏名又は名称及び住所

「生産業者」又は「生産者」の文字を冠して記載すること。

(9) 小分け業者の氏名又は名称及び住所

「小分け業者」、「加工包装業者」、「加工包装者」、「加工業者」又は「加工者」の文字を冠して記載すること。

2 表示事項の項に規定する事項の表示は、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は地鶏肉に近接した掲示その他の見やすい場所にしてあ

	3 (略)
	4 (略)
表示禁止事項	(略)

別表 (第2条関係)

(略)

	ること。 3 容器又は包装に表示する場合においては、当該表示に用いる文字は、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z 8305(1962) (以下「J I S Z 8305」という。)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm ² 以下のものにあつては、J I S Z 8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができる。
	4 この条中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」と記載することができる。
表示禁止事項	次に掲げる事項は、これを表示していないこと。 (1) 品評会等で受賞したものであることを示す用語 (ただし、品評会等で受賞した鶏と素びなの品種 (交配様式)、ふ化日からの飼育期間並びに28日齢以降の飼育方法及び飼育密度を同じくするものであって、受賞年を併記してあるものに表示する場合を除く。)及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語 (2) 表示事項の項の規定により表示してある事項の内容と矛盾する用語 (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

別表 (第2条関係)

会津地鶏、伊勢地鶏、岩手地鶏、インギー鶏、烏骨鶏、鶉矮鶏、ウタイチャー、エーコク、横斑プリマスロック、沖縄髯地鶏、尾長鶏、河内奴鶏、雁鶏、岐阜地鶏、熊本種、久連子鶏、黒柏鶏、コーチン、声良鶏、薩摩鶏、佐渡髯地鶏、地頭鶏、芝鶏、軍鶏、小国鶏、矮鶏、東天紅鶏、蜀鶏、土佐九斤、土佐地鶏、対馬地鶏、名古屋種、比内鶏、三河種、葦曳矮鶏、葦曳鶏、宮地鶏、ロードアイランドレッド

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成21年11月4日（水）
13時30分～
場所：農林水産省第2特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

第1部

日本農林規格の見直しについて

- ・ 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格
- ・ 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格

第2部

(1) 日本農林規格の見直しについて

- ・ ハンバーガーパティの日本農林規格
- ・ チルドハンバーグステーキの日本農林規格
- ・ チルドミートボールの日本農林規格
- ・ 地鶏肉の日本農林規格

(2) その他

4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 日本農林規格の見直しについて「枠組壁工法構造用製材」(案)
- 3 日本農林規格の見直しについて「枠組壁工法構造用たて継ぎ材」(案)
- 4 日本農林規格の見直しについて「ハンバーガーパティ」(案)
- 5 日本農林規格の見直しについて「チルドハンバーグステーキ」(案)
- 6 日本農林規格の見直しについて「チルドミートボール」(案)
- 7 日本農林規格の見直しについて「地鶏肉」(案)
- 8 JAS規格の制定・見直しの基準

参考資料

JAS規格改正等により改正等の必要が生じる品質表示基準の取扱イメージ
(案)

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏名	役職
◎ 阿久澤 良造	日本獣医生命科学大学応用生命科学部教授
◎ 神谷 文夫	セイホク株式会社技師長
◎ 河合 誠	社団法人住宅生産団体連合会木質複合建築開発委員会委員長
◎ 山岸 ひろ子	日本生活協同組合連合会理事
◎ 山根 香織	主婦連合会会長
◎ 吉井 博	日本ツーバイフォーランバー J A S 協議会副会長
○ 井岡 智子	消費科学連合会
○ 鴛海 四郎	財団法人日本住宅・木材技術センター試験研究所構造研究室長 材料性能研究室長
○ 蒲生 恵美	公募委員
○ 河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員会委員長
○ 黒田 尚宏	独立行政法人森林総合研究所加工技術研究領域長
○ 河野 誠	日本ハンバーグ・ハンバーガー協会規格委員会委員
○ 澤木 佐重子	社団法人全国消費生活相談員協会
○ 田丸 せつ子	全国生活学校連絡協議会監事
○ 辻 貴博	社団法人日本食鳥協会理事
○ 友井 政利	全米林産物製紙協会技術顧問
○ 中嶋 玲子	公募委員
○ 仲田 恵利子	関西生活者連合会理事
○ 西村 勝美	木構造振興株式会社専務取締役
○ 麓 英彦	カナダ林産業審議会日本副代表（技術担当）
○ 堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会常務理事
○ 蒔田 章	日本木材防腐工業組合技術委員会委員長
○ 桃原 郁夫	独立行政法人森林総合研究所木材改質研究領域チーム長

(注) ◎：農林物資規格調査会委員

(五十音順、敬称略)

○：農林物資規格調査会専門委員

パブリック・コメント等募集結果

規制の設定又は改廃に係る意見の提出手続きに寄せられた意見・情報
(地鶏肉の日本農林規格の一部改正案)

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要 (募集期間：H21.11.25～H21.12.24)

受付件数 なし

2. 事前意図公告によるコメント (募集期間：H21.11.19～H22.1.18)

受付件数 なし